

<p>産業廃棄物収集運搬業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">**年**月**日</p> <p>鹿児島県知事 塩田 康一 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 鹿児島県鹿児島市***1-2 株式会社 ○○○産業 氏 名 代表取締役 鹿児島 太郎</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号 099-123-**** FAX 番号 099-123-****</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>この欄は「別紙」に記載すること。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 鹿児島県鹿児島市**1-2 電話番号 099-123-****</p>
	<p>事業場 鹿児島県鹿児島市**2-3 電話番号 099-123-****</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>様式第六号の二 （事業計画の概要を記載した書類「3 運搬施設の概要」のとおり）</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>所在地：鹿児島県霧島市**2-3 面積：700平方メートル 種類：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 保管上限：841.27m³ 保管高さ：2.5m</p>
<p>*事務処理欄</p>	

(別紙)

事業の範囲 (収集運搬用)

	取り扱う 産業廃棄物の種類	産業廃棄物の性状				積替保管
		石綿含有	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	その他	
1	廃プラスチック類 (水銀使用製品産業廃棄物を含む)	○	○		(自動車等破砕物を除く。)	○
2	ゴムくず					
3	金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)		○		(自動車等破砕物を除く。)	○
4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)		○		(自動車等破砕物を除く。)	○
5	がれき類	○				○
6	燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む)			○		
7	汚泥 (水銀含有ばいじん等を含む)			○		
8	紙くず	○				
9	木くず	○				
10	繊維くず	○				
11	廃油					
12						

備 考

(記入上の注意)

1 産業廃棄物の性状の欄は、取り扱う産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、○印をつけること。

* 石綿含有産業廃棄物とは：

工作物(建築物を含む。)の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(廃石綿等を除く。)

2 産業廃棄物の性状の「その他」の欄は、当該産業廃棄物が、特記すべき性状を有するものである場合は、その内容を記載すること。

* 記載例

「有機性に限る。」，「焼酎廃液に限る。」，「鶏ふんに限る。」など

3 「積替保管」の欄は、当該産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合は、○印をつけること。

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	○ ○ 県	*****
	○ ○ 市	*****
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
		住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
〇〇〇さんぎょう 株式会社 〇〇〇産業		鹿児島県鹿児島市***1-2
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
		住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、生年月日、本籍、住所は、住民票どおりに記載してください。 ・ 特に氏名は記載ミスが多いため、 漢字：住民票で確認（例：「高」か「高」か） かな：本人等に確認（例：「清水（しみずorきよみず）利郎」） 		
法第14条第5項第2号ニに規定する役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
かしま たろう	S30.4.1	鹿児島県鹿児島市***1-2
鹿児島太郎	代表取締役	鹿児島県鹿児島市***2-3
** **	** **	鹿児島県***郡***町**4-5
** **	取 締 役	鹿児島県***市***6-7
** **	** **	鹿児島県***市***8-9
** **	取 締 役	鹿児島県***郡***町**10-1
** **	** **	鹿児島県***市***1-2
** **	監 査 役	鹿児島県***市***3-4

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	1,000 株		出資の額	***** 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (法人の場合は代表者名)	保有する株式の数又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
かごしま たろう 鹿児島太郎	S30.4.1	500株 50%	鹿児島県鹿児島市***1-2	鹿児島県鹿児島市***2-3
かごしま はなこ 鹿児島花子	S25.10.1	300株 30%	鹿児島県***郡***町**4-5	鹿児島県***市***6-7
株式会社 ****	まるた ばつお ○田×男	200株 20%	鹿児島県***市***2-3	

- ・ 5%以上の株主又は出資者を記載してください。（個人及び法人）
- ・ 生年月日欄は法人の場合、代表者名及びふりがなを記載してください。
- ・ 発行済株式の総数及び出資の額の欄は、履歴事項証明書の欄と相違がないか御確認ください。

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

- ・ 令第6条の10に規定する「使用人」とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者です。
- ・ 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・ 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）
各事業場から排出される廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類，廃油，紙くず，木くず，繊維くずを収集し，〇〇，〇〇，〇〇は中間処理施設へ，〇〇，〇〇，〇〇は最終処分場へ運搬する。
（積替え保管を行う場合は，その旨記載すること。）

* 出来る限り具体的に事業場の名称・所在地を記載すること

* 当該種類の処分業の許可を有する処理業者を記載すること

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類	3 t / 月	固形	〇〇産業， 〇〇市	鹿児島市**2-3	〇〇工業， 〇〇町
2	ゴムくず	1 t / 月	固形	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 石綿含有産業廃棄物を含む産業廃棄物の運搬先は以下の処理施設とすること。 ・安定型最終処分場(安定5品目のみ) ・管理型最終処分場 ・溶融施設，無害化処理施設 など 安定5品目とは(廃プラスチック類，ゴムくず，金属くず，ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類) </div>		
3	金属くず	5 t / 月	固形			
4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5 t / 月	固形			
5	がれき類	10 t / 月	固形			
6	紙くず	1 t / 月	固形			
7	木くず	1 t / 月	固形	〇〇建設 〇〇町	なし	〇〇産業， 〇〇市
8	繊維くず	1 t / 月	固形	〇〇土木， 〇〇市	なし	〇〇興業， 〇〇市
9	廃油	1 t / 月	液状	〇〇工業， 〇〇市	なし	〇〇興業， 〇〇市
10	固形，液状，泥状などの性状を記載すること					

備考 1 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

※記入漏れに注意

- 2 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

〈石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む場合の記載例〉

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

各事業場から排出される廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃油、紙くず、木くず、繊維くずを収集し、〇〇、〇〇、〇〇は中間処理施設へ、〇〇、〇〇、〇〇は最終処分場へ、石綿含有産業廃棄物は〇〇処分場へ、水銀使用製品産業廃棄物は〇〇処分場へ、水銀含有ばいじん等は〇〇処分場へ運搬する。

（積替え保管を行う場合は、その旨記載すること。）

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類	3 t / 月	固形	〇〇産業 〇〇市	鹿児島市**2-3	〇〇工業 〇〇町
2	ゴムくず	1 t / 月	固形	〇〇建設 〇〇市	なし	〇〇産業 〇〇町
3	金属くず	5 t / 月	固形	〇〇産業 〇〇町	なし	〇〇産業 〇〇町
4	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5 t / 月	固形	〇〇産業 〇〇町	なし	〇〇産業 〇〇町
5	がれき類	10 t / 月	固形	〇〇産業 〇〇町	なし	〇〇産業 〇〇町
6	紙くず	1 t / 月	固形	〇〇建設 〇〇町	なし	〇〇産業 〇〇市
7	木くず	1 t / 月	固形	〇〇建設 〇〇町	なし	〇〇産業 〇〇市
8	繊維くず	1 t / 月	固形	〇〇土木 〇〇市	なし	〇〇興業 〇〇市
9	廃油	1 t / 月	液状	〇〇工業 〇〇市	なし	〇〇興業 〇〇市
10	石綿含有産業廃棄物 (廃プラスチック類、がれき類、)	1.5 t / 月	固形	〇〇建設 〇〇市	なし	〇〇産業 (安定型最終処分場)
11	石綿含有産業廃棄物 (紙くず、木くず、繊維くず)	0.3 t / 月	固形	〇〇建設 〇〇市	なし	〇〇産業 (管理型最終処分場) (溶融施設など)
12	水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	0.3 t / 月	固形	〇〇建設 〇〇市	なし	〇〇産業 〇〇市 (破碎施設など)
13	水銀含有ばいじん等 (燃え殻、汚泥)	0.3 t / 月	液状	〇〇建設 〇〇市	なし	〇〇産業 〇〇市 (溶融施設など)

備考 1 鹿児島市の積替え許可の有無

有・無

※記入漏れに注意

(収集運搬用)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車両の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	ダンプ	鹿児島100さ1234	20,000kg	株式会社〇〇〇産業	
2	ダンプ	鹿児島100し5678	20,000kg	株式会社〇〇〇産業	
3	ダンプ	鹿児島100す9012	10,000kg	株式会社〇〇〇産業	
4	ダンプ	鹿児島100せ3456	10,000kg	株式会社〇〇〇産業	
5	キャブオーバ	鹿児島100そ7890	4000kg	株式会社〇〇リース	
6	「車体の形状」欄及び「自動車登録番号又は車両番号」欄は、自動車検査証に記載されているとおり記入してください。		所有者又は使用者が申請者（法人）と異なる場合は、「車両承諾証」を提出してください。		
7					
8					
9					
10					
駐車場の所在地		鹿児島県鹿児島市**2-3			
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	収納する産業廃棄物の種類	容 量	備 考		
鉄製コンテナ	廃プラスチック類, 金属くず	3 m ³			
ドラム缶	廃油, 燃え殻, 汚泥, 水銀含有ばいじん等	200 l			
専用ケース	水銀使用製品産業廃棄物	5本			
(3) 積替え又は保管施設の概要（施設の規模、構造、屋内・屋外の別などについて記載すること。）					
・〇〇, 〇〇は保管基準を遵守し、建屋（屋内）にて容器を用いて保管。 ・〇〇, 〇〇は保管基準を遵守し、屋外保管。 ・〇〇, 〇〇は保管基準を遵守し、屋外にて容器を用いて保管。					

(日本工業規格 A列4番)

(収集運搬用)

(4) 積替え又は保管の計画				
積替保管を行う場所	鹿児島県鹿児島市**2-3			
1日の平均的搬出量	125トン			
産業廃棄物の種類	保管面積 (㎡)	最大保管量 (㎡又はt)	積み上げる 高さ (m)	保管に使用する容器 (種類・容量等)
廃プラスチック類	9㎡	3.15t	1m	鉄製コンテナ
廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	9㎡	3.15t	1m	鉄製コンテナ
金属くず	9㎡	10.17t	1m	鉄製コンテナ
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	64㎡	42.6t	2m	ドラム缶
がれき類	300㎡	369.8t	2.5m	
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)	100㎡	369.8t	2.5m	
水銀使用製品産業廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	9㎡	42.6t	1m	鉄製コンテナ
合計	700㎡	841.27t		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・保管面積，最大保管量は，平面図，立面図等に基づき，産業廃棄物の種類ごとに算出すること。 ・最大保管量の合計は，1日の平均的搬出量の7倍を超えないこと。 ・屋外で保管容器を使用せずに野積みする場合は，50%以下の勾配とすること。 ・この様式は，保管場所ごとに記載すること。 			

(収集運搬用)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

運搬方法

- ・〇〇, 〇〇は, ダンプに直接積み込み, シートで覆い運搬する。
- ・廃プラスチック類, 金属くずは鉄製コンテナに入れ, キャブオーバに積み込み, シートで覆い運搬する。
- ・廃油, 燃え殻, 汚泥はドラム缶に, 水銀使用製品産業廃棄物は専用ケースに収納し, ダンプに積む込み運搬する。

営業時間等

- ・月～土 8:00～17:00 (日曜祝日は休業)

従業員数内訳

***年**月**日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	人	人	2 人	3 人	2 人	人	11 人

(日本工業規格 A列4番)

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・○○, ○○は, 飛散流出しないようシートで覆い運搬する。
- ・○○, ○○は, ○○に収納し, 飛散流出しないようシートで覆い運搬する。

※ 悪臭, 騒音, 振動によって生活環境保全上支障が生じるおそれがある場合には, その防止措置を記載すること。

(石綿含有産業廃棄物を運搬する場合)

- ・石綿含有産業廃棄物を破碎することのないよう, またその他の廃棄物と混合しないようプラスチック板等の仕切りを設けて運搬する。
- ・石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう, 当該石綿含有廃棄物を梱包し, またはシートで覆い運搬する。
- ・石綿含有産業廃棄物が, 積み込み車両より大きい等によりやむを得ず破碎又は切断が必要な場合には, 石綿含有廃棄物が飛散しないように, 散水等により十分に湿潤化した上で積み込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行うこととする。

(水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有煤塵等を運搬する場合)

- ・水銀使用製品産業廃棄物を収集運搬する場合は, 他の産業廃棄物と混合しないよう, 仕切りを設ける, 専用の容器に入れる等の措置を講じて運搬する。
- ・水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は, 水銀が揮発・飛散しないよう密閉式の運搬車を使用する。

- ・水銀使用製品産業廃棄物は, 破碎することのないよう, また, 他の物と混合するおそれのないように収集運搬する必要があります。
- ・水銀は常温で揮発するため, 水銀含有ばいじん等に水銀が含まれる場合は, 必要に応じて運搬中に揮発した水銀が飛散しないような措置を検討してください。
また, 高温下では水銀の揮発が促進されるため, 高温にさらされないために必要な措置を講じてください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・敷地出入口を施錠し, 関係者以外の出入りがないようにする。
- ・積替保管場所は床をコンクリート張りとし, 地下浸透を防止する。
- ・排水溝を設置し, 汚水の流出を防ぐ。
- ・定期的な清掃等により, ねずみの生息, 蚊, はえその他害虫の発生等を防止する。
- ・計画的な搬出を行い, 保管量が過剰にならないよう気をつける。

(3) その他

(鹿児島県税の納付状況記載欄)

- ※ 申請者に係る申請日前の直近3ヶ年に課税されたことがある県税について記載すること。(県外事業者などで課税自体がない税目は斜線を引いてください。)
- ※ 申請日時点において, (既に納期限を経過している) 納付すべき県税が未納となっている場合「有」に, ない場合は「無」にチェックすること。
- ※ 本店所在地が県外である事業者の場合は, 全て斜線でもかまわない。

税目	自動車税	法人県民税	法人事業税	個人事業税	不動産取得税
未納の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

鹿児島県への県税納付がない(本社が県外で, 県内に営業所もないなど)場合は全項目に斜線を引くこと

(日本工業規格 A列4番)

〈特別管理産業廃棄物（廃石綿や感染性廃棄物）を収集運搬する場合の記載例〉（収集運搬用）

5. 環境保全措置の概要

（廃石綿等を運搬する場合）

- ・ 廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、プラスチック板等の仕切りを設けて運搬する。
- ・ 廃石綿等は、原則、積替えを行わず、処分施設に直接運搬する。
- ・ 廃石綿等が飛散しないよう、十分な強度を有するプラスチック袋の二重梱包、又は、堅牢な容器により運搬する。当該プラスチック袋等の積み込みは原則として人力で行い、重機で行う場合は、フレコンバックやパレット等を利用し、重機が直接プラスチック袋等に触れないようにする。
- ・ 万が一、プラスチック袋等に破損が生じた場合は、速やかに散水等により湿潤化させ、飛散防止措置を行い、新たに二重のプラスチック袋等の耐水性の材料で梱包する。
- ・ 廃石綿等の運搬がプラスチック袋等による場合には、破損のないシート等でプラスチック袋を包み込むように覆いをかけ、容器による場合は、運搬の際に荷台での転倒・移動を防ぐため、容器と荷台をロープで結ぶなどの措置を講じる。
- ・ 破損を生じたシートは、廃石綿等として処理し、荷降ろし後、荷台等の清掃を確実にを行う。

（感染性廃棄物を運搬する場合）

- ・ 感染性廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように、かつ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、プラスチック板等の仕切りを設けて運搬する。
- ・ 感染性廃棄物は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくい構造を有する容器に収納して運搬する。
- ・ 感染性廃棄物の容器が車両等より落下し、及び悪臭が漏れるおそれのない構造を有する運搬車両を使用する。

感染性廃棄物の積替保管を行う場合は、

- ・ 地下浸透対策、汚水流出対策、悪臭発散防止対策
- ・ ねずみの生息、蚊、はえその他害虫の発生等の防止対策
- ・ 他の廃棄物と混合するおそれのないよう、仕切り等を設置の他、保管場所での冷蔵等の腐敗防止対策などについて記載すること。

（日本工業規格 A列4番）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	5,000	
土地		
事務所		
収集運搬車両	3,000	
積替保管施設	2,000	
処理施設		
調 達 方 法	自己資金	5,000
	借入金	<p>* 既存施設を使用する等のため、新たな事業資金が必要ない場合は、空欄にその旨記載すること。</p> <p>【記入例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を使用するため、事業開始（継続）にあたり、新たな事業資金は必要ない。 ・新たな借入は必要ない。
	(借入先名)	
	増 資	
合 計	5,000	
備考	内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること	

(日本工業規格 A列4番)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)

年**月**日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	〇〇銀行 当座預金 外	2 件	3, 0 0 0
有価証券			
未収入金	〇〇建設(株) 外	2 件	3 0 0
売掛金	〇〇産業(有) 外	4 件	4 0 0
受取手形	〇〇産業(株)〇〇銀行	1 件	3 0 0
土 地	宅 地	3 0 0 m ²	3, 0 0 0
建 物	事務所, 車庫	1 0 0 m ²	1, 0 0 0
備 品			
車 両	ダンプ, キャブオーバ	5 台	5, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			1 3, 0 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	〇〇銀行 〇〇支店 外	2 件	5, 0 0 0
短期借入金	〇〇金庫 〇〇支店	1 件	2, 0 0 0
未払金	〇〇建設(有) 外	2 件	1, 0 0 0
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			8, 0 0 0

* この調書は、個人申請の場合のみ記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

見取図

住所：鹿児島県鹿児島市**2-3

